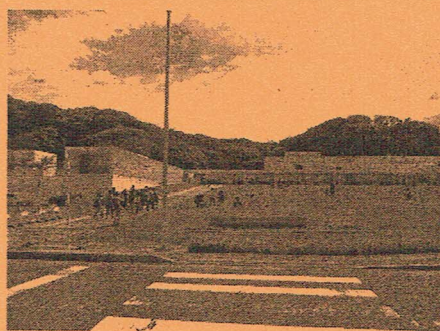
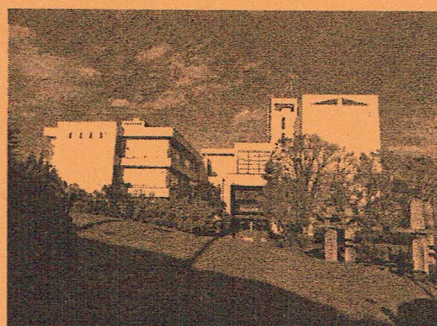
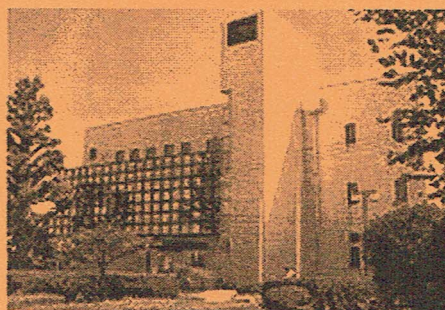
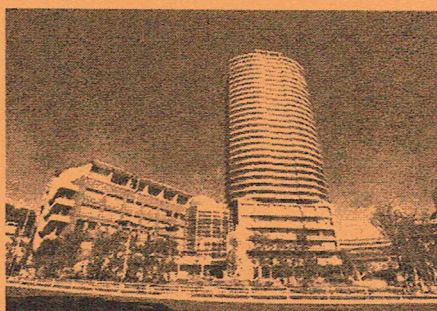


横須賀の社会教育・社会教育施設の あり方について

提 言



平成 30 年 3 月 30 日

横須賀市社会教育委員会議

目 次

はじめに	1
1 章 横須賀の社会教育・社会教育施設の現状と課題 ...	2
2 章 横須賀の社会教育における共通理念	9
3 章 横須賀の社会教育で大切にすべきこと	12
4 章 学びを支援する社会教育施設に求めること	19
5 章 社会教育委員が果たす役割	30
全体の総括	33
おわりに	34
用語解説	35
組織図（社会教育事業所管課及び施設）	41
資料	
（1）社会教育委員名簿	42
（2）社会教育委員会議審議経過	43
（3）社会教育施設への調査①	44
（4）社会教育施設への調査②	50
（5）『教育振興基本計画第3期実施計画 （平成30～33年度）社会教育編（一部抜粋）』	54

はじめに

横須賀の社会教育*1は、その振興を教育委員会が担い、各社会教育施設*2で普及啓発を行ってきた。本市の社会教育行政は、本市全体の社会教育及び生涯学習の振興を生涯学習課が担い、市立図書館4館の管理運営の統括を中央図書館、自然・人文博物館等の管理運営を博物館運営課、横須賀美術館の管理運営を美術館運営課が担っている。また、本市の生涯学習推進の中核施設として、生涯学習課が所管する生涯学習センターが設置され、指定管理者制度*3を導入して管理運営が行われている。

教育委員会以外では、平成20年4月、それまで教育委員会が運営してきた公民館と市民部が運営してきた地域自治活動センター*4を統合し、市民部にコミュニティセンター*5が設置された。このコミュニティセンターの設置とともに、教育委員会に設置されていた公民館は廃止された。ただし、新たに設置されたコミュニティセンターにおいても、社会教育に関する事業は、継続して行っていくことにしたため、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則」を定め、コミュニティセンターにおいて社会教育事業の実施を委任し、市民部が社会教育事業の一部の振興を図っている。その他、市長部局においては、環境教育、消費者教育、防災教育など、各関係部課が関係分野の教育を担っているが、多様な分野にわたり様々な方法で学習支援を行っているのは、教育委員会と市民部のコミュニティセンターといえる。

このように、横須賀の社会教育及び生涯学習は、教育委員会の社会教育部門と市民部のコミュニティセンターが中心を担っている。

一方、全国的には、社会教育に関する様々な課題が浮き彫りになってきている。文部科学省の「社会教育調査」(平成27年度)等の結果から、公民館のコミュニティセンター化の傾向、社会教育に関する部局や施設が教育委員会から首長部局に移管される傾向、あるいは社会教育主事*6など社会教育の専門的職員が右肩下がりで減少している傾向がみられ、社会教育のあり方が問われている。また、社会教育法の改正により、新たに地域学校協働活動の推進が求められ、従来にも増して、社会教育の学校・家庭・地域の連携に果たす役割が期待されている。

このように、社会教育が抱える全国的な課題や社会教育に対する新たな役割への期待は、今後の横須賀の社会教育ならび社会教育施設のあり方を考えていく上で、避けては通れない面である。また、横須賀市の社会教育自体が抱えている課題に対しても正面から向き合う必要がある。

以上の点から、横須賀市社会教育委員*7会議*8は、全国的な社会教育における課題及び横須賀の社会教育が直面している現状と課題をふまえ、「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」を審議テーマに設定し、今後の横須賀の社会教育の方向性について、教育委員会に提言を行うこととした。

なお、本提言においては、社会教育施設を教育委員会所管の生涯学習センター、市立図書館4館、自然・人文博物館、横須賀美術館、社会教育事業の一部を担う市民部所管のコミュニティセンターを社会教育施設として捉え提言を行う。

1 章 横須賀の社会教育・社会教育施設の現状と課題

横須賀の社会教育の現状と課題について以下のとおり整理分類した。社会教育施設における現状については社会教育委員会議から各社会教育施設宛てに文書照会(平成 28 年 11 月 30 日付け、平成 29 年 8 月 18 日付け)を行い、各施設の現状と課題について整理した。

1. 現状と課題

(1) 全国的な現状と課題

○社会教育法に基づく公民館を廃止し、貸館のみを行うコミュニティセンターに転換する自治体が増加しており、社会教育が後退する危惧が増している。

○公民館が地域づくりを目的にコミュニティセンター化していくなかで、学びとの連関という側面が弱くなりつつあり、そこに目を向ける教育行政の機能が低下している。

○社会教育に関する部局や施設が教育委員会から首長部局に移管される傾向が続いており、「人づくり」よりも「地域づくり」に主眼をおく自治体が増加している。

○教育委員会におかれる社会教育主事の人数及び配置率は、いずれも年々減少している。社会教育主事の減少により、社会教育を行う者への専門的・技術的指導や助言の活動が困難となっている。

○教育を受ける権利や学習権を保障していくということが難しい時代になってきている。社会教育として、市民の学習する権利をどのように保障していくのが重要になってきている。

○社会教育の専門的職員に社会教育主事がいるが、その専門性とは何か、何をやっているのかよく分からないという声がある。

○社会教育委員の役割が形骸化し、実効的な機能が低下している。

○平成 29 年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が求められ、従来にも増して、地域と学校との関わりにおいて社会教育の役割が期待されている。

(2) 横須賀における現状と課題

- 公共施設の中でも、社会教育施設とその他の貸館*9だけを目的とする施設等との違いが見えにくい。
- 他の貸館だけを目的とする施設と同様に、社会教育施設も、それほど職員を配置する必要はない、あるいは専門的職員はいなくともよいのではないかという本質的機能を軽視した見方もある。
- 講座や教室は、社会教育関連部門以外でも、様々な部門で開催されている。様々な講座や教室が溢れている中で、社会教育で行う講座や教室は、これらとは何が違い、どのような点に特徴があるのかが、行政のなかで社会教育の本質的なことが理解されていないために見えにくくなっている。
- 社会教育事業を担当する部門、施設には事務系の職員も配属されるが、学芸員等の専門的職員を除き、およそ3～5年程度で人事異動が行われている。社会教育や生涯学習への理解が深まっていく前、あるいは、社会教育主事講習等で専門的資質を習得した後すぐに別の職場へと移ってしまうため、知識や経験の浅い職員が従事する傾向が生まれやすい。
- 社会教育委員会議の議論が現場の社会教育施設での活動と連動していない。社会教育施設の課題を社会教育委員が十分に認識していない。
- 横須賀では、市民活動サポートセンター*10などがあり、市民の中には複数の地域活動が続けるなど非常に活発かつ熱心に活動している方々もいるが、市全体から見ればごく一部の方々である。市全体からみれば、そうした活動の裾野が広がっているとはいえない面もある。市民活動の場があるとはいえ、より多くの社会教育活動を行うことができる拠点を充実していくことも必要である。
- 市民大学等で実施する講座のうち、現代的な課題を取り上げる講座には、内容によって受講者が集まりにくい傾向がある。参加者が集まりやすい企画になりがちである。
- 経済的な理由から学ぶことが困難だった方、あるいは現在困難な方、時間的に学びの場に参加することが難しい方、勉強が苦手な子どもたち、安心して過ごすことのできる居場所を求める子どもたち等への社会教育による支援は、これまであまり目を向けられてこなかった。必要な人に社会教育による支援が行き届いていない。
- 施設配置適正化計画※*11の中では、生涯学習センターやコミュニティセンターな

どの施設を一部廃止する動きもある。このままいくと、施設が廃止となる地域では、活動の場が無くなり、地域間での格差が生じるとともに、今後安心して公民館活動を行うことができる場がなくなる恐れがある。

※施設配置適正化計画は、現在これに変わるプランの策定を検討するため、その実施は凍結されている。

○博物館は、未就学児を連れて行ってはいけないというイメージがあるが、ラウンジを飲食しても良い場所として提供するなどしてイメージチェンジを図り、家族での利用が増えるように工夫している。また、展示室や展示解説のモニターを充実するなど時間をかけて回りたくなるような工夫をしている。施設となってきた。ただ、博物館までのアクセスの案内が分かりにくいなど、来館者を誘引する工夫が十分でない。

○学芸員*12が何を専門として、普段何をやっているのか分からない。学校の授業に活用する際にも情報が不足しており、何を博物館で授業に活用できるのか分かりづらい面がある。

○各社会教育施設の情報は発信されているが、その情報が学校やその他の社会教育施設にうまく流れておらず、循環していない。

(3) 横須賀の社会教育施設における現状と課題

(ア) 生涯学習センター

○運営管理について、指定管理者制度を導入しているが、その期間は4年間である。人づくり・地域づくり・仲間づくりを行う社会教育施設としては長期的な事業計画が必要となるが、それが成立しにくい。

○公募による指定管理者の選定を行っているため、指定管理者の変更も想定せざるをえず、事業の安定的な継続に対する不安を常に抱えている。

○指定管理者制度を導入していることで、社会教育行政の職員が施設利用者の声を直接聞く機会が減り、結果として市民の学習ニーズを吸い上げにくくなっている面もある。

(イ) 図書館

- 古文書や絵葉書、古地図などの定期的な状態確認ができていない。
- 恒温・恒湿収蔵庫がないため、古文書の保存に中性紙箱を使用しているが、虫食いなどに対応ができていない。また、古書に詳しい職員が少なく、虫食い資料の修復の可否判断が難しい。
- 購入資料の整理分類には特に問題はないが、書架に配架するための、書架整理（書庫入れ作業、廃棄等）まで手が回りにくくなっている。
- 郷土に関する寄贈資料が多く、確認作業は新刊資料より時間がかかるため、登録作業がなかなか進まない。
- 資料収集のためリクエストを受けているが、メールでのリクエストが多く、対応に多くの時間が割かれている（メールリクエストの件数は、平成 28 年度 13,732 件）。
- 司書*13 の世代交代ができていない。
- 通常業務に追われ、時間をかけて、企画展示・レファレンス*14・市民協働*15 に取り組むことが難しい。
- 図書館での貸出が減少し、サテライト*16 図書室での貸出が増加していることから、配送作業に負担がかかっている。
- 継続的な学校との連携ができていない。
- 施設の老朽化が進み、営繕・修繕では追いつかない部分がある。

（ウ）博物館

- 学芸員が担う展示や教育普及*17 事業、外部依頼の業務が増加し、資料の調査研究、整理分類を行う時間が確保できなくなっている。
- 資料購入費が少ないため、系統だった資料の収集が困難になっている。
- 資料の収蔵庫に余裕がなくなっている。自然部門も人文部門もすでに限界を超え、新規収蔵資料が収まらない状況となっている。

- 資料の保存管理について、保存するための「恒温恒湿」の空気環境管理を備えた資料室が少なく、予算不足から、保存に必要な資料の「燻蒸」*18が、一部の資料室でしか実施できない状況になっている。
- 資料を管理する台帳は、資料の画像データの利用需要の増大、収蔵品管理や収蔵品の保存状態の記録という観点から画像データ付台帳整備が必要だが、資料数が膨大なため、整備期間が長期化している。さらに、画像データの高画質化、データの保存環境や閲覧環境等の整備にも対応していく必要がある。
- 他の市町村等の博物館と比較しても、多くの教育普及事業を実施しているが、そのことを市民に広く周知できていないために、事業の認知度が低い。
- 展示において、貴重資料の借用やレプリカ作成などに経費をかけることができず、展示内容を変えることが困難となっている。その一方で、常設展は、何十年の間、同じ展示を続けてきており、リニューアルを求める声も高まってきている。
- 展示は、テーマにより他機関や他部局と連携し、内容の充実を図る必要がある。
- 学芸員の多忙化により、市内のフィールド調査数が減少しており、地域博物館*19として、地域の現状を把握し、継続して積み重ねることが困難になっている。
- 自然博物館は、開館後 50 年になり、常設展示の大規模更新が必要になっている。

(エ) 美術館

- 作品購入予算がなく、作品収集を寄贈に頼っている実情で、積極的な収集活動が行えず、所蔵品の充実ができない。
- 作品の収蔵スペース確保が次第に難しくなっている。
- 展覧会と教育普及事業が優先的な業務になってしまい、その分、調査研究が圧迫されがちで、長期的な美術館活動への影響が懸念される。

(オ) コミュニティセンター

- コミュニティセンターの職員間で情報を共有する機会が少ない。(市内にはコミ

ユニティセンターが22ヶ所あり、定期的に集まるのは困難なため。)

○コミュニティセンターにより講座の回数や、実施内容に差がある。